指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受ける流れについて

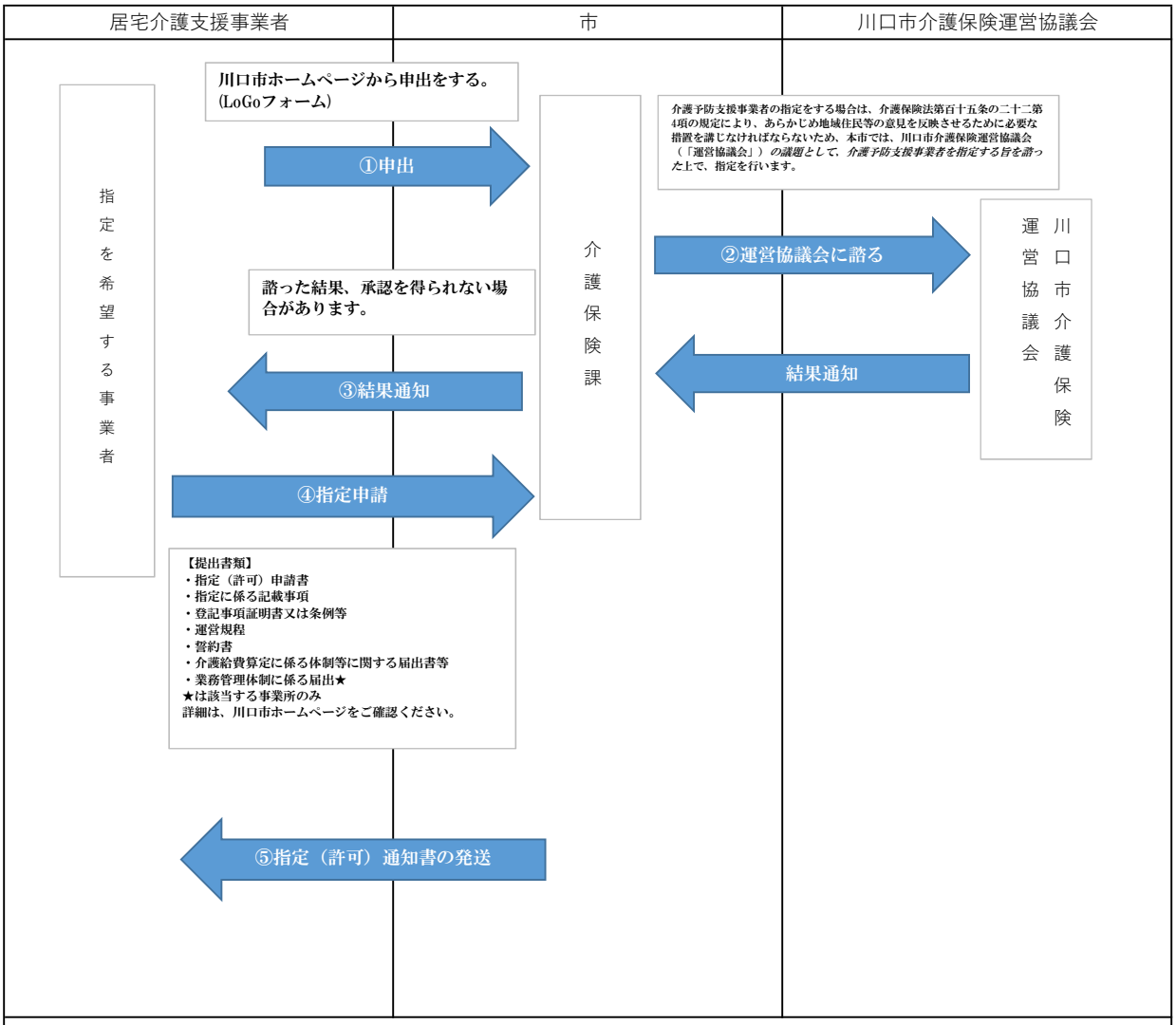

指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合、以下の手続きを行う。

①介護予防支援の指定の希望がある場合、随時、申出フォームから申し出る。

②申出の内容をもとに運営協議会の議題として、介護予防支援事業者を指定する旨を諮る。

※運営協議会は不定期の開催。

※運営協議会の開催予定が立ち次第、申し出のあった事業所あてに連絡する。

③運営協議会で諮った結果を、申出者あてにお知らせする。

④承認の場合は、運営協議会の開催月の末日までに、必要書類をすべて揃えた上で、指定申請をする。なお、申請は原則電子申請・届出システムにて受け付ける。

⑤書類の審査の結果、不備等なければ指定（許可）通知書を発送する。指定日は運営協議会の開催月の翌々月1日。